

## 宮崎市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々に感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、人々の創造性を育み、感性を豊かにするとともに、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである。

宮崎市は、太陽や緑に象徴されるように、四季を通じて温暖な気候や雄大な自然に恵まれたまちである。また、日向神話の舞台として知られ、各所に神話にまつわる多くの伝説、伝統文化、景観等が存する。さらに、古くから育まれてきた歴史的風土の下、日本遺産に認定された国指定の史跡である生目古墳群、蓮ヶ池横穴群等の文化財をはじめ、多彩な文化芸術が、先人たちの知恵とたゆまぬ努力により創造され、継承されてきた。

このような背景の下、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す本市としては、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を促進していく必要がある。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念等を明らかにして、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その能力が十分に発揮されるよう考慮すること。
- (2) 市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。
- (3) 地域で誇りと愛着を持って育まれてきた多様で特色ある文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図ること。
- (4) 本市の文化芸術が広く国内外に発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進を図ること。
- (5) 乳幼児及び児童、生徒等をはじめとする青少年（以下「子ども・若者」という。）に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、関係者相互の連携が図られるよう配慮すること。
- (6) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、地域間の交流及

び国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮すること。

(7) 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において、障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮をすること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自主的かつ主体的に文化芸術活動に取り組むことにより、多様で特色ある文化芸術の振興が図られるよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、自主的かつ主体的に、次代の担い手である子ども・若者の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に親しめる機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第8条 市、市民、文化芸術団体、学校等、事業者その他の関係者は、文化芸術に関する施策を推進するため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、文化芸術に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第7条の2第1項及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第8条第1項の規定により、文化芸術の推進に関する計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本施策)

第11条 市は、次に掲げる文化芸術に関する基本施策を行うものとする。

- (1) 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動を行う機会の充実にに関する施策
- (2) 子ども・若者、障害者等の文化芸術活動の充実にに関する施策
- (3) 文化芸術に関する施設の機能の充実及び活用の促進に関する施策
- (4) 文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化に関する施策
- (5) 文化芸術の保存及び活用に関する施策
- (6) 文化芸術の振興に寄与した者（文化芸術の振興に寄与した団体を含む。以下同じ。）の顕彰に関する施策
- (7) 文化芸術に関する情報の収集、提供及び発信に関する施策
- (8) 文化芸術を通じた国内外の人々との交流の促進に関する施策
- (9) 文化芸術活動の担い手となる人材の育成及び確保に関する施策  
（審議会の設置等）

第12条 法第37条の規定に基づき、宮崎市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、文化芸術に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第13条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後の最初の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第14条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

（基金の設置）

第15条 本市の文化芸術の振興に寄与する次の事業を行うため、宮崎市文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 文化芸術の公演、講演会等の開催及び招致
- (2) 文化芸術の振興に寄与している者（文化芸術の振興に寄与している団体を含む。）に対する補助
- (3) 文化芸術の振興に寄与した者の顕彰

(4) 文化芸術の保存及び活用

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に寄与する事業  
(積立て)

第16条 基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第17条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第18条 市長は、基金の運用から生ずる収益を毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して、第15条に規定する事業のために使用するものとする。

2 前項に規定する費用に充て、なお、剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第19条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第20条 基金は、第15条に規定する事業の財源に充てるために必要があるときは、これを処分することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月3日から施行する。

(宮崎市文化振興基金条例の廃止)

2 宮崎市文化振興基金条例(平成6年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の宮崎市文化振興基金条例による基金に属していた現金及び有価証券は、この条例による基金に積み立てられた現金及び有価証券とみなす。